



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 8 日 (火)
第 8 0 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (487) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (488) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (489) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (490) (〃) 3
◇ 公 告	平成 20 年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度 (事務)、資格免許職 (2 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 3
	平成 20 年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験 (短大卒業程度) の実施 (〃) 7
	平成 20 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 9
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務室) 12

告 示

鳥取県告示第 487 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字尾張字中ノ谷365の12、365の14、365の15、字権現谷367の60、367の65、367の69、367の71、367の73、367の81から367の88まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため

鳥取県告示第 488 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町清原字高平原1038の 3、1038の11から1038の31まで、小林字向原542の20、吉定字冠岩ノ一194、195、197、字冠岩198、199、口別所字草田217、221、230、丸山字上ノ原1803の286、久古字砂欠1546、1547の 1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 489 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サー

ビスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	大森生協診療所	鳥取市西品治 806	訪問看護	平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県告示第 490 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	大森生協診療所	鳥取市西品治 806	介護予防訪問看護	平成 20 年 7 月 1 日

公 告

職員の任用に関する規則(昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

1 試験の名称

平成 20 年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(事務)、資格免許職(2 回目))

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	2 名程度
警察事務	1 名程度

保育士	2 名程度
-----	-------

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察事務以外の職種にあつては知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に、警察事務にあつては警察本部等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 142,800 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務

昭和 62 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成 21 年 3 月 31 日までに卒業見込みのものを除く。

イ 警察事務

昭和 60 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

ウ 保育士

次の要件の両方を満たす者

(ア) 昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成 21 年 5 月 31 日までに受ける見込みの者

(2) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 21 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）

ウ 保育士

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成 20 年 9 月 28 日（日）

(3) 試験場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部保健学科棟 米子市西町 86

7 第 2 次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については第 2 次試験以降の採用候補者発表の手續を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務及び保育士

人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察事務

作文試験、人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務及び保育士

平成 20 年 11 月 4 日（火）から同月 6 日（木）まで

イ 警察事務

平成 20 年 10 月 31 日（金）

(4) 試験場所

ア 一般事務及び保育士

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

イ 保育士

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、試験の結果によっては、採用候補者がいない場合がある。

イ 警察事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 2 次試験の結果により決定する。

ウ 保育士

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、試験の結果によっては、採用候補者がいない場合がある。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 20 年 10 月 6 日（月）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 20 年 11 月 21 日（金）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 21 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(1)のウの(イ)又は 5 の(2)に定める期日までにこれらに定める登録を受け、又は資格を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 20 年 8 月 8 日 (金) から同月 25 日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 8 月 25 日 (月) までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 20 年 8 月 8 日 (金) 午前 0 時から同月 25 日 (月) 午後 12 時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp) に行うこと。ただし、警察事務に係る第 2 次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 (代表) 0857-23-0110) に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員任用に関する規則 (昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号) 第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

1 試験の名称

平成 20 年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験 (短大卒業程度)

2 採用予定者数

3 名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 5 条の 2 に規定する共同調理場をいう。) に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 156,800 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者であること。
- (2) 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号) 第 2 条第 1 項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成 21 年 3 月 31 日までに取得見込みの者であること。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 21 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第 1 次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

（注）作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

（2）試験期日

平成 20 年 9 月 28 日（日）

（3）試験場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部保健学科棟 米子市西町 86

7 第 2 次試験

（1）試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

（2）試験期日

平成 20 年 11 月 4 日（火）から同月 6 日（木）まで

（3）試験場所

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

（1）第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

（2）採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、試験の結果によっては、採用候補者がいない場合がある。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

（1）第 1 次試験合格者

平成 20 年 10 月 6 日（月）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

（2）採用候補者

平成 20 年 11 月 21 日（金）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 21 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める免許又は資格を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 20 年 8 月 8 日（金）から同月 25 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 8 月 25 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 20 年 8 月 8 日（金）午前 0 時から同月 25 日（月）午後 12 時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール [jinji@pref.tottori.jp](mailto:jinja@pref.tottori.jp)）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 8 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

1 試験の名称

平成 20 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 B）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官（男性）	23 名程度
警察官（女性）	2 名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 1 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 166,400 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和 53 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成 21 年 3 月 31 日までに卒業する見込みのものを除く。なお、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成 20 年 9 月 21 日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目 220

鳥取大学医学部（旧）保健学科校舎 米子市西町 86

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

作文試験、人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね 160 センチメートル以上であること。	おおむね 153 センチメートル以上であること。
体 重	おおむね 47 キログラム以上であること。	おおむね 43 キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね 78 センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上、又は矯正視力が 1.0 以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

(2) 試験期日

平成 20 年 10 月 27 日（月）から同月 29 日（水）まで

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野 46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の得点にかかわらず、第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 20 年 10 月 6 日（月）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 20 年 11 月 21 日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 2 次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 21 年 4 月 1 日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shisei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 20 年 8 月 8 日（金）から同月 25 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 8 月 25 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 20 年 8 月 8 日 (金) 午前 0 時から同月 25 日 (月) 午後 12 時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp) に行うこと。ただし、第 2 次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 (代表) 0857-23-0110) に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

雑 報

行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号) 第 4 条第 1 項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成 20 年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 7 月 8 日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

1 試験の日時

平成 20 年 11 月 9 日 (日) 午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目 101 鳥取大学

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験 ((1)は択一式及び記述式、(2)は択一式) により行う。

なお、記述式は、40 字程度で記述するものを出題する。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46 題)

憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題するものとし、法令は、平成 20 年 4 月 1 日現在施行されているものとする。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14 題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 1 階

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布するあて先が印刷された封筒により配達記録郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成 20 年 8 月 4 日（月）から同年 9 月 5 日（金）まで

なお、平成 20 年 9 月 5 日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ 受験手数料

7,000 円（納付方法については、8 により配布する試験案内を参照すること。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成 20 年 8 月 4 日（月）午前 9 時から同年 9 月 2 日（火）午後 5 時まで

なお、受付期間中にアの受験申込み画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込み画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料

7,000 円（納付方法は、申込者本人名義のクレジットカード（V I S A、M a s t e r 又は U C に限る。）による決済とする。払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

5 問合せ先

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 1 階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-5251-5600

6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置（点字試験を含む。）をとることがあるので、受験申込みに先立って 5 の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成 21 年 1 月 26 日（月）午前 9 時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、財団法人行政書士試験研究センターホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140 円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角 2 号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成 20 年 8 月 29 日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成 20 年 8 月 4 日（月）から同月 29 日（金）まで

イ 請求先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成 20 年 8 月 4 日（月）から同年 9 月 5 日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県総務部県民室	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎内	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで
鳥取県東部総合事務所県民局	鳥取市立川町六丁目 176	〃

鳥取県八頭総合事務所県民局	八頭郡八頭町郡家100	〃
鳥取県中部総合事務所県民局	倉吉市東巖城町 2	〃
鳥取県西部総合事務所県民局	米子市鞆町一丁目160	〃
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨140－ 1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル 2 階	午前 9 時から 午後 5 時まで